

元気輝きポイントの対象となる活動とポイント数

【令和7年度手帳】 ※年齢は令和7年10月1日時点の年齢です。

1.支えるポイント：高齢者を対象とした支援活動

対象	ポイント数	内 容
40歳以上	30ポイント	- 元気輝きポイント制度で団体登録している次の活動 ①地域住民で主体的に行う高齢者への生活支援の支え合い活動 ②地域住民で定期的に行う高齢者の見守り活動 ③地域住民が主体的に行う高齢者への配食活動 ④地域サロンのポイント管理責任者活動 ⑤「通いの場」※1のポイント管理責任者活動 ⑥趣味活動及びスポーツ活動※2のポイント管理責任者活動 ⑦市民が運営する認知症カフェの世話人活動 - 見守りサポーター登録（年1回）（令和7年10月～令和8年9月末まで） - 認知症サポーター養成講座講師（キャラバンメイト）活動 - 認知症高齢者への傾聴おはなしボランティア - コミュニティ健康運動パートナーの「通いの場」※1に関する活動 - フレイル予防アドバイザーのフレイル予防普及啓発活動 - 元気輝きポイント制度で団体登録している次の活動への参加者で、1人での参加が難しい高齢者の参加をサポートする活動 ①地域サロン、②「通いの場」※1、③趣味活動及びスポーツ活動※2

2.参加ポイント：介護予防活動

対象	ポイント数	内 容
65歳以上	10ポイント	- 元気輝きポイント制度で団体登録している次の活動への参加 ①地域サロン、②「通いの場」※1、③趣味活動及びスポーツ活動※2 - いきいき健康づくり施設※3の利用（個人利用に限る）

3.市主催行事等ポイント：市主催行事・健診受診等

対象	ポイント数	内 容
40歳以上	10ポイント	- 見守りサポーター研修への参加 - 認知症サポーター養成講座の受講 - 市に登録のある認知症カフェへの参加 - コミュニティ健康運動パートナー養成研修（生きがい健康体育大学）の受講 - 市主催行事への参加（元気輝きポイントマークがあるもの）
65歳以上	10ポイント	- 特定健診、基本健診、各がん検診、人間ドックの受診（令和7年度受診分で、健診項目ごとにポイントを付与） - 国民健康保険被保険者の特定保健指導への参加
	30ポイント	老人クラブへの登録（年1回）（令和7年4月1日時点で、市老人クラブ連合会への登録が必要）
	300ポイント	お元気ポイント（令和7年4月～令和8年3月末までに77歳となる方）



※1 「通いの場」とは、地域包括ケア推進課へ登録された介護予防に効果的な体操を週1回実施している自主的な集まりです。

※2 生涯学習パスポートのポイントとの重複はできません。

※3 いきいき健康づくり施設とは、市が指定する施設で、東広島運動公園、スポーツ交流センターおりづる（スポーツ施設）、黒瀬屋内プール、安芸津B&G海洋センタープール、福富パークゴルフ場、河内パークゴルフ場の6施設です。